

令和8年6月23日

保護者 様

今治市立菊間中学校長 越智 信雄

令和8年度 警報発表時の生徒の登下校について

深緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校教育に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回（5月下旬）の気象庁の警報発表の改定（5段階表示）により、大雨警報の中に洪水警報が含まれたこと、また新たに、「氾濫警報」「土砂災害警報」が追加されたことにより、生徒の登下校について、次のように変更となりますので、内容をご確認の上、ご理解とご協力をお願いいたします。

※ 「氾濫警報」は、指定河川に対して発表されます。今治市には対象となる河川がないため、氾濫警報は発表されません。

1 市内統一内容（令和6年6月より変更）

今治市に「レベル5特別警報」・「レベル4危険警報」・「暴風」・「暴風雪」・「大雪」（今治市統一）のいずれかの警報が発表されている場合は、登校しないで自宅待機とします。

「レベル3大雨警報」については、従来どおり、降雨区域が局所的であることが多いため、市内一斉に自宅待機となる警報からは除いており、「レベル3大雨警報」が発表された場合も原則、登校します。「レベル3土砂災害警報」についても「レベル3大雨警報」と同じ対応とします。

ただし、気象庁の「キキクル」の情報等を参考に危険度が高いと判断したときは、近隣の小中学校と協議の上、自宅待機・臨時休業とする場合があります。

2 登校前に「大雨」「土砂災害」以外の警報が発表された時の対応は、原則として以下のとおりとします。

- (1) 自宅待機となる警報は、「レベル5特別警報」「レベル4危険警報」「暴風」「暴風雪」「大雪」（今治市統一）・「波浪」「レベル3高潮」「津波」（菊間地区）とします。
- (2) 朝、午前6時30分の時点で、上記2-(1)のいずれか一つでも警報が発表されている場合は、**自宅待機**となります。また「レベル5特別警報」「レベル4危険警報」が発表されている場合は、登校させないで行政機関等の指示に従い、直ちに命を守る行動をとってください。
- (3) 午前6時30分～午前8時の間に、上記2-(1)にある警報が発表された場合
 - ア 生徒が自宅にいる場合は「自宅待機」をさせていただきます。
 - イ 生徒が登校している場合は、家庭に連絡の上、下校させます。下校が危険と判断した場合は、学校で待機させますので、保護者のお迎えをお願いします。

- (4) 午前7時の時点で上記2-(1)のいずれかの警報が発表されている場合は、当日の給食はありません。ご家庭で昼食の準備をお願いします。
- (5) 臨時休業については、午後0時（正午）の時点で判断し、上記の方法で連絡します。
- ア 上記2-(1)にある警報が継続しており、その後の天候等の回復が見込めない場合
- イ 登下校が危険であると判断される場合
- (6) 午後0時までに警報が解除され、登校が可能になれば、登校時刻を協議し、上記の方法で連絡します。
- 山崩れ、がけ崩れ、高波等で通行不可能な場合は、その旨を学校に連絡の上、自宅待機をさせていただきます。

3 学校にいる時（授業時間帯）に警報が発表された場合

- (1) 学校で慎重に下校か学校待機かの判断をします。下校が危険であると判断した場合は学校待機とし、場合によっては保護者のお迎えをお願いすることもあります。
- (2) 下校させる場合は、教職員により、下校途中の安全性を確認してから下校させます。
- (3) 給食を食べて下校させることを原則としますが、遅くなることで危険性が増すと予測される場合は給食を食べずに下校させる場合があります。その際には、ご家庭で昼食の用意をお願いします。

4 その他

- (1) 自宅が被災した場合は、安全に避難をしてください。連絡手段が確保できましたら学校へ連絡をお願いします。
- (2) 近所の生徒又はその家族が被災した場合にも、学校へ連絡をお願いします。
- (3) 午前7時以降に上記2-(1)にある警報が発表されて自宅待機となった場合でも、給食費は徴収させていただきます（市内統一对応）。また、早く下校することとなり給食を食べなかった場合も同様です。その日提供できなかった食材については、翌日以降のメニューに追加するなどして、できるだけ無駄にならないように対応しますので、ご了承願います。